

第 37 期 貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日現在

高知市農業協同組合

科 目		金 額	
資 産 の 部			
1. 信 用 事 業 資 産			167,096,458
(1) 現 金		1,224,978	
(2) 預 金		128,960,396	
系 統 預 金	128,949,646		
系 統 外 預 金	10,750		
(3) 有 価 証 券		2,513,253	
国 債	100,000		
地 方 債	1,607,153		
社 債	806,100		
(4) 貸 出 金		34,400,708	
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産		148,840	
未 収 収 益	106,485		
そ の 他 の 資 産	42,355		
(6) 貸 倒 引 当 金		△151,719	
2. 共 済 事 業 資 産			2,999
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産		2,999	
3. 経 済 事 業 資 産			1,271,748
(1) 経 済 事 業 未 収 金		700,764	
(2) 経 済 受 託 債 権		97,076	
(3) 棚 卸 資 産		99,466	
購 買 品	97,165		
そ の 他 の 棚 卸 資 産	2,300		
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産		390,018	
(5) 貸 倒 引 当 金		△15,577	
4. 雑 資 産			440,688
(1) 雑 資 産		441,391	
(2) 貸 倒 引 当 金		△702	
5. 固 定 資 産			1,721,158
(1) 有 形 固 定 資 産		1,716,247	
建 物	2,966,850		
機 械 装 置	701,891		
土 地	752,032		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	803,003		
減 価 償 却 累 計 額	△3,507,530		
(2) 無 形 固 定 資 産		4,911	
6. 外 部 出 資			4,829,310
(1) 外 部 出 資		4,829,310	
系 統 出 資	4,560,946		
系 統 外 出 資	263,363		
子 会 社 等 出 資	5,000		
7. 繰 延 税 金 資 産			80,060
資 産 の 部 合 計			175,442,424

(単位：千円)

科 目		金 額	
負 債 の 部			
1. 信 用 事 業 負 債			167, 151, 667
(1) 貯 金		166, 541, 051	
(2) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債		610, 615	
未 払 費 用		118, 388	
そ の 他 の 負 債		492, 226	
2. 共 済 事 業 負 債			498, 313
(1) 共 済 資 金		237, 001	
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入		256, 211	
(3) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債		5, 100	
3. 経 済 事 業 負 債			659, 497
(1) 経 済 事 業 未 払 金		258, 045	
(2) 経 済 受 託 債 務		243, 027	
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債		158, 424	
4. 雑 負 債			120, 034
(1) 未 払 法 人 税 等		4, 400	
(2) 資 産 除 去 債 務		4, 600	
(3) そ の 他 の 負 債		111, 034	
5. 諸 引 当 金			531, 825
(1) 賞 与 引 当 金		71, 682	
(2) 退 職 給 付 引 当 金		270, 743	
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金		43, 896	
(4) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金		145, 503	
負 債 の 部 合 計			168, 961, 338

純 資 産 の 部			
1. 組 合 員 資 本			6,476,701
(1) 出 資 金		5,050,856	
(2) 資 本 準 備 金		1,306,944	
(3) 利 益 剰 余 金		305,898	
利 益 準 備 金	1,314,800		
そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,008,901		
(施設等整備積立金)	(563,000)		
(営農振興積立金)	(574,800)		
(肥料協同購入積立金)	(1,453)		
(経営安定対策積立金)	(400,000)		
(特別積立金)	(1,696,430)		
(当期末処理損失金)	(4,244,585)		
くうち当期損失金>	<4,311,636>		
(4) 処 分 未 済 持 分		△186,998	
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等			4,384
その他有価証券評価差額金		4,384	
純 資 産 の 部 合 計			6,481,085
負債及び純資産の部合計			175,442,424

第 37 期 損 益 計 算 書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

高知市農業協同組合

科 目		金 額	
1. 事 業 総 損 失			2, 016, 039
事 業 収 益		3, 530, 934	
事 業 費 用		5, 546, 974	
(1) 信 用 事 業 収 益		1, 345, 881	
資 金 運 用 収 益	1, 260, 063		
(うち預金利息)	(613, 746)		
(うち有価証券利息)	(109, 505)		
(うち貸出金利息)	(453, 410)		
(うちその他受入利息)	(83, 401)		
役 務 取 引 等 収 益	36, 938		
そ の 他 経 常 収 益	48, 879		
(2) 信 用 事 業 費 用		4, 554, 447	
資 金 調 達 費 用	156, 926		
(うち貯金利息)	(153, 075)		
(うち給付補填備金繰入)	(398)		
(うちその他支払利息)	(3, 452)		
役 務 取 引 等 費 用	11, 894		
そ の 他 事 業 直 接 費 用	4, 323, 924		
(うち国債等債券売却損)	(4, 323, 924)		
そ の 他 経 常 費 用	61, 702		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△29, 124)		
信 用 事 業 総 損 失			3, 208, 566
(3) 共 済 事 業 収 益		815, 232	
共 済 付 加 収 入	759, 443		
共 済 受 入 奨 励 金	45, 133		
そ の 他 の 収 益	10, 654		
(4) 共 済 事 業 費 用		50, 655	
共 済 推 進 費	34, 116		
共 済 保 全 費	1, 706		
そ の 他 の 費 用	14, 833		
共 済 事 業 総 利 益			764, 576
(5) 購 買 事 業 収 益		991, 166	
購 買 品 供 給 高	750, 917		
購 買 手 数 料	107, 883		
そ の 他 の 収 益	132, 366		
(6) 購 買 事 業 費 用		732, 325	
購 買 品 供 給 原 価	658, 314		
購 買 品 供 給 費	17, 566		
そ の 他 の 費 用	56, 444		
(うち貸倒引当金繰入額)	(3, 329)		
購 買 事 業 総 利 益			258, 841
(7) 販 売 事 業 収 益		128, 771	
販 売 品 販 売 高	13, 307		
販 売 手 数 料	90, 958		
そ の 他 の 収 益	24, 504		
(8) 販 売 事 業 費 用		28, 338	
販 売 品 販 売 原 価	12, 073		
そ の 他 の 費 用	16, 265		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△248)		
販 売 事 業 総 利 益			100, 432

(単位：千円)

科 目	金 額		
(9) 保 管 事 業 収 益		995	
保 管 事 業 総 利 益			995
(10) 利 用 事 業 収 益		123,842	
(11) 利 用 事 業 費 用		64,501	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△87)	
利 用 事 業 総 利 益			59,341
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益		92,726	
(13) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用		65,829	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益			26,897
(14) そ の 他 事 業 収 益		29,030	
(15) そ の 他 事 業 費 用		25,680	
(うち貸倒引当金繰入額)		(2)	
そ の 他 事 業 総 利 益			3,349
(16) 指 導 事 業 収 入		3,288	
(17) 指 導 事 業 支 出		25,194	
指 導 事 業 収 支 差 額			△21,906
2. 事 業 管 理 費			2,300,317
(1) 人 件 費		1,604,729	
(2) 業 務 費		304,938	
(3) 諸 税 負 担 金		96,363	
(4) 施 設 費		283,978	
(5) そ の 他 事 業 管 理 費		10,307	
事 業 損 失			4,316,357
3. 事 業 外 収 益			122,719
(1) 受 取 雑 利 息		1,028	
(2) 受 取 出 資 配 当 金		89,306	
(3) 賃 貸 料		18,018	
(4) 雑 収 入		14,366	
4. 事 業 外 費 用			5,351
(1) 寄 付 金		727	
(2) 雑 損 失		4,623	
(うち売電設備減価償却費)		(1,316)	
(うち貸倒引当金繰入額)		(660)	
経 常 損 失			4,198,988
5. 特 別 利 益			24,396
(1) 一 般 補 助 金		24,396	
6. 特 別 損 失			34,294
(1) 固 定 資 産 処 分 損		9,898	
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損		24,396	
税 引 前 当 期 損 失			4,208,887
法人税・住民税 及び 事業税		4,400	
法 人 税 等 調 整 額		98,348	
法 人 税 等 合 計			102,749
当 期 損 失 金			4,311,636
当 期 首 繰 越 剰 余 金			67,051
当 期 未 処 理 損 失 金			4,244,585

第 37 期 注 記 表

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

高知市農業協同組合

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②子会社株式：移動平均法による原価法

③その他有価証券

i) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品・・・・・・・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績または将来3年間のキャッシュ・フロー見込額等を踏まえ、適正な額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

②収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下の通りです。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は組合員等に購買品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ii) 販売事業

組合員等生産者が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iii) 利用事業

ライスセンター・育苗センター等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iv) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

v) 指導事業

組合員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組合員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算

当組合は、組合員等生産者（以下、「委託者」という。）が生産した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しております。これに係る販売代金および経費については、プール計算を行っております（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のもののうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しております。

また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しております。

委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 80,060千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は 81,798千円です）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌事業年度以降、将来減算一時差異が課税所得の計算上、減算認容されることにより、税負担を軽減すると考えられる金額を計上しております。

当該金額は、将来課税所得の見積り額を限度として計上しており、将来課税所得は、令和7年度の損益計画資料を基礎として、その金額および生じる事業年度を見積っております。

しかし、見積りは将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、実際の課税所得の金額および生じた事業年度が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産に影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 該当ありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度の損益計画資料を基礎として算出しており、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 167,999千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」(4)①に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,049,656千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	619,537千円	機械装置	337,624千円
土地	45,852千円	その他の有形固定資産	46,643千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に定期預金(系統預金) 1,000,000千円を供しておりますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金(系統預金) 3,000,000千円を供しております。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金(系統外預金) 10,000千円を供しております。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	486,492千円
子会社等に対する金銭債務の総額	421,343千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	601,542千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	該当ありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 140,537千円、危険債権額は94,576千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 235,114千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	751,625千円
うち事業取引高	751,625千円
②子会社等との取引による費用総額	12,239千円
うち事業取引以外の取引高	12,239千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の法人や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本所に融資課・審査課を設置し各支所との連携を図りながら、検証および与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っております。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が25,348千円増加し、また金利が0.1%下降したものと想定した場合には、経済価値が22,903千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	128,960,396	128,673,816	△286,579
有価証券	2,513,253	2,467,697	△45,556
満期保有目的の債券	909,803	864,247	△45,556
その他有価証券	1,603,450	1,603,450	—
貸出金	34,400,708	—	—
貸倒引当金（注）1	△151,719	—	—
貸出金（引当金控除後）	34,248,989	33,322,221	△926,767
外部出資（注）2	4,413	4,413	—
資 産 計	165,727,052	164,468,149	△1,258,903
貯金	166,541,051	165,124,346	△1,416,705
負 債 計	166,541,051	165,124,346	△1,416,705

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2. 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ．有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっております。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	4,824,896

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	128,960,396	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	600,000	510,000	500,000	900,000
満期保有目的の債券	—	—	—	10,000	—	900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	600,000	500,000	500,000	—
貸出金（注）1, 2	2,760,207	2,247,751	2,160,929	2,041,555	1,903,574	23,162,391
合 計	131,720,604	2,247,751	2,760,929	2,551,555	2,403,574	24,062,391

（注）1．貸出金のうち、当座貸越 362,690千円については「1年以内」に含めております。
2．貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、124,297千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（注）	88,073,265	25,155,890	39,349,480	390,940	13,133,077	438,396

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する注記

- （1）有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	100,000	94,420	△5,580
	地方債	809,803	769,827	△39,976
	社債	—	—	—
	小 計	909,803	864,247	△45,556
合 計		909,803	864,247	△45,556

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	国債	—	—	—
	地方債	299,970	299,933	36
	社債	806,100	799,943	6,156
	外部出資	4,413	1,906	2,507
	小 計	1,110,483	1,101,784	8,699
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	国債	—	—	—
	地方債	497,380	499,957	△2,577
	社債	—	—	—
	外部出資	—	—	—
	小 計	497,380	499,957	△2,577
合 計		1,607,863	1,601,741	6,122

- （2）当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- （3）当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国債	11,776,075	—	4,323,924

- （4）当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	276,722 千円
退職給付費用	97,371 千円
退職給付の支払額	△22,078 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△66,154 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△15,118 千円
期末における退職給付引当金	270,743 千円

③退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,777,596 千円
特定退職金共済制度	△1,116,501 千円
確定給付企業年金制度	△390,351 千円
未積立退職給付債務	270,743 千円
退職給付引当金	270,743 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	97,371 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和7年3月末における前払い残高は161,520千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は145,503千円です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	24,733 千円
退職給付引当金	76,798 千円
特例業務負担金引当金	41,143 千円
賞与引当金	22,974 千円
減損損失	74,869 千円
部会貯金残高	18,840 千円
繰越欠損金	1,216,109 千円
その他	39,036 千円
繰延税金資産小計	1,514,506 千円
評価性引当額	△1,432,708 千円
繰延税金資産合計 (A)	81,798 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,737 千円
繰延税金負債合計 (B)	△1,737 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	80,060 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当組合は、税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数 (20年) によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り (2.1%) を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,505 千円
時の経過による調整額	94 千円
期末残高	4,600 千円

第 37 期 計 算 書 類 の 附 属 明 細 書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

高知市農業協同組合

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類 \ 項 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
出 資 金	5,141,436	341,495	432,075	5,050,856
資 本 準 備 金	1,306,944	—	—	1,306,944
利 益 剰 余 金	4,647,200	△4,179,636	161,664	305,898
利 益 準 備 金	1,283,800	31,000	—	1,314,800
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,363,400	△4,210,636	161,664	△1,008,901
(施 設 等 整 備 積 立 金)	(528,000)	(35,000)	(—)	(563,000)
(営 農 振 興 積 立 金)	(543,800)	(31,000)	(—)	(574,800)
(肥 料 協 同 購 入 積 立 金)	(1,453)	(—)	(—)	(1,453)
(経 営 安 定 対 策 積 立 金)	(365,000)	(35,000)	(—)	(400,000)
(特 別 積 立 金)	(1,696,430)	(—)	(—)	(1,696,430)
(当 期 未 処 分 剰 余 金 又 は 当 期 未 処 理 損 失 金 (△))	(228,715)	(△4,311,636)	(161,664)	(△4,244,585)
処 分 未 済 持 分	△70,574	△186,998	△70,574	△186,998
合 計	11,025,006	△4,025,139	523,165	6,476,701

目的積立金の明細

名 称	施 設 等 整 備 積 立 金
積立目的	主要な施設の建設や大規模修繕および設備や電算システムの更新に備えるため。
積立目標額	800,000 千円
積立基準	每期任意に積み立てる。
取崩基準	主要な施設の建設や大規模修繕および設備や電算システムの更新を行う場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。
当期末残高	563,000 千円
備 考	

名 称	営 農 振 興 積 立 金
積立目的	営農指導に係る費用の全部又は一部を財務収益で確保することを目的とする。
積立目標額	3,500,000 千円
積立基準	毎期の剰余金の5分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。
取崩基準	目標積立金額の財務収益を確保することを目的としているので、取り崩しは行わないこととする。（取り崩す場合は総代会での決議が必要）
当期末残高	574,800 千円
備 考	

名 称	肥 料 協 同 購 入 積 立 金
積立目的	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図り農家の経営安定に資することを目的とする。
積立目標額	1,453 千円
積立基準	本組合の積立目標金額は、1,453,518円とする。
取崩基準	肥料価格が期中に上昇し農家に相当の負担が発生する場合、高知県農業協同組合の通知に基づき積立額を限度として価格上昇相当額を取り崩すものとする。
当期末残高	1,453 千円
備 考	

名 称	経 営 安 定 対 策 積 立 金
積立目的	新たな会計基準（税効果会計、減損会計および資産除去債務等）やBCP等の経営上のリスクに対応し、組合経営の安定および健全な発展を図ることを目的とする。
積立目標額	1,000,000 千円
積立基準	每期任意に積み立てる。
取崩基準	次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。 ①新たな会計基準や経営リスクへの対応により、多額の損失が生じた場合。 ②債権等資産の償却および固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合。 ③繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合。
当期末残高	400,000 千円
備 考	

(2) 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

項 目 種 類		当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産	建 物	2,972,889	17,742	23,782	2,966,850	51,476	2,153,511	72.6%
	構 築 物	291,863	2,453	—	294,317	5,340	257,213	87.4%
	機 械 装 置	695,355	56,646	50,110	701,891	21,730	650,154	92.6%
	車 両 運 搬 具	718	—	—	718	—	718	100.0%
	工 具 器 具 備 品	520,936	18,022	30,992	507,967	28,907	445,931	87.8%
	土 地	752,032	—	—	752,032			
計		5,233,797	94,865	104,885	5,223,778	107,455	3,507,530	
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	222	769	242	749	242		
	水 道 施 設 利 用 権	73	—	31	42	31		
	電 話 加 入 権	4,521	—	401	4,120	—		
	計	4,817	769	675	4,911	273		
合 計		5,238,615	95,634	105,561	5,228,689	107,728	3,507,530	

(注) 1. 「当期増加額」欄および「当期減少額」欄の主な内容は次のとおりです。

増加

機械装置	土佐山柚子加工調整施設搾汁機器	15,000千円
機械装置	土佐山園芸出荷場茗荷シュリンク包装機	9,700千円
機械装置	長浜園芸出荷場ピーマン選果機一式	22,000千円

減少

建物	旧布師田支所	17,082千円
機械装置	長浜園芸出荷場ピーマン選果機一式	16,071千円
機械装置	長浜園芸出荷場ピーマン選果機一式 補助金圧縮	14,666千円
機械装置	土佐山園芸出荷場茗荷シュリンク包装機	9,000千円
工具器具備品	ジャステム窓口端末機	19,654千円

2. 当期償却額のうち、売電設備に係る減価償却費は雑損失（事業外費用）に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

（単位：円）

出 資 先		項 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資		高知県信用農業協同組合連合会	2,702,080	—	—	2,702,080
		高知県厚生農業協同組合連合会	15,230	—	—	15,230
		高知県農業協同組合中央会	82,836	—	—	82,836
		う ち 教 育 基 金	50,390	—	—	50,390
		う ち 農 業 振 興 基 金	5,255	—	—	5,255
		う ち 経 営 強 化 基 金	27,191	—	—	27,191
		全国農業協同組合連合会	162,900	—	—	162,900
		全国共済農業協同組合連合会	1,580,500	—	—	1,580,500
		農 林 中 央 金 庫	12,400	—	—	12,400
		高 知 県 農 業 協 同 組 合	5,000	—	—	5,000
計			4,560,946	—	—	4,560,946
系 統 外 出 資	株 式	株 式 会 社 高 知 県 農 協 電 算 セ ン タ ー	6,440	—	—	6,440
		株式会社J Aメモリアルこうち	10,100	—	—	10,100
		株式会社日本農業新聞	50	—	—	50
		四 国 電 力 株 式 会 社	4,569	—	156	4,413
		高 知 県 食 肉 セ ン タ ー 株 式 会 社	1,000	—	—	1,000
	そ の 他	高知県農業信用基金協会	224,950	16,310	—	241,260
		土 佐 山 フ ァ ク ト リ ー 協 同 組 合	100	—	—	100
計			247,209	16,310	156	263,363
子 等 会 社 出 資	株 式	株式会社ジェイエイ高知市	5,000	—	—	5,000
	計		5,000	—	—	5,000
合 計			4,813,156	16,310	156	4,829,310

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	項 目	当期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		当期末残高
				目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金		216,985	167,999	23,517	193,467	167,999
	一般貸倒引当金	57,339	53,408	—	57,339	53,408
	うち信用事業	54,106	49,915	—	54,106	49,915
	うち購買事業	2,912	2,723	—	2,912	2,723
	うち販売事業	264	15	—	264	15
	うち利用事業	2	35	—	2	35
	うち宅地等供給事業	2	3	—	2	3
	うちその他事業	9	11	—	9	11
	うち事業外	42	702	—	42	702
	個別貸倒引当金	159,645	114,591	23,517	136,127	114,591
	うち信用事業	146,865	101,803	20,128	126,737	101,803
	うち購買事業	12,426	12,555	3,388	9,037	12,555
	うち販売事業	—	—	—	—	—
	うち利用事業	353	232	—	353	232
	うち事業外	—	—	—	—	—
賞 与 引 当 金		74,763	71,682	74,763	—	71,682
退 職 給 付 引 当 金		276,722	97,371	103,350	—	270,743
役員退職慰労引当金		38,241	5,655	—	—	43,896
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金		170,159	—	20,828	3,827	145,503
合 計		776,871	342,708	222,460	197,295	699,824

(注) 「当期減少額（その他）」欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金	一般債権の貸倒実績率等による洗替額
個別貸倒引当金	個別債権の回収および回収可能性の見直しによる戻入額
特例業務負担金引当金	将来見込額の見直しによる戻入額

(5) 子会社等との間の取引ならびに子会社等に対する金銭債権および金銭債務の明細

① 子会社等との取引の明細

(単位：千円)

会 社 名	取 引 内 容	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
株式会社 ジェイエイ高知市	信用事業	70	—	受入為替手数料
	購買事業	751,555	—	購買品供給高、購買雑収入
	その他	—	12,239	水道光熱費、車両費
	合 計	751,625	12,239	

② 子会社等に対する金銭債権および金銭債務の明細

(単位：千円)

会 社 名	取 引 内 容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首 残 高	当期末 残 高	当 期 増減額	当期首 残 高	当期末 残 高	当 期 増減額
株式会社 ジェイエイ高知市	当座貯金	—	—	—	338,418	360,847	22,428
	定期貯金	—	—	—	60,016	60,016	—
	購買未収金	322,336	351,178	28,842	—	—	—
	未収金	132,829	135,314	2,485	—	—	—
	未払金	—	—	—	459	480	21
	合 計	455,165	486,492	31,327	398,894	421,343	22,449

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	49,955
	給 料 手 当	1,227,682
	(うち賞与引当金繰入額)	(71,682)
	福 利 厚 生 費	224,065
	退 職 給 付 費 用	97,371
	役員退職慰労引当金繰入額	5,655
	計	1,604,729
業 務 費	会 議 費	3,457
	接 待 交 際 費	4,672
	宣 伝 広 告 費	7,375
	通 信 費	54,851
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	20,905
	図 書 ・ 研 修 費	10,485
	業 務 委 託 費	198,691
	旅 費	4,499
	計	304,938
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	76,923
	支 払 賦 課 金	18,104
	分 担 金	1,335
	計	96,363
施 設 費	減 価 償 却 費	106,412
	保 守 修 繕 費	31,451
	保 険 料	8,651
	水 道 光 熱 費	48,892
	賃 借 料	45,627
	消 耗 備 品 費	8,219
	車 両 費	5,820
	施 設 管 理 費	28,902
	計	283,978
そ の 他 事 業 管 理 費		10,307
合 計		2,300,317

監査報告書

【謄本】

独立監査人の監査報告書

令和7年5月28日

高知市農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員

公認会計士

北川 健二

業務執行社員

指定社員

公認会計士

池田 剛士

業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知市農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第37期の損失処理案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別の明細並びに子会社の財産等の状況である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<損失処理案に対する意見>

損失処理案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知市農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第37期の損失処理案について監査を行った。

当監査法人は、上記の損失処理案が法令又は定款に適合しているものと認める。

損失処理案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した損失処理案を作成することにある。

監事の責任は、損失処理案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

損失処理案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、損失処理案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監事監査報告書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第37期事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び損失処理案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月2日

高知市農業協同組合

代表監事

三本記代



監事

横田豊江



常勤監事

友村浩一



監事

宮島徳明



監事

明石昌三



（注）監事 宮島徳明 明石昌三 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

なお、監事 橋詰辰男は、病気のため令和6年11月1日以降監査できませんでしたので、監査報告書の作成に加わっておりません。